第一項の表一七の項を次のように改める。

17	削除

第三項の表四の項中「北緯35度37分34秒東経139度14分54秒の地点と北緯35度37分34秒東経139度14分53秒」を「北緯35度37分34秒東経139度14分53秒の地点と北緯35度37分34秒東経139度14分52秒」に、「東経139度14分49秒」を「東経139度14分48秒」に改める。

四十五　平成二十八年総務省告示第一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一八の項を次のように改める。

18	削除

第一項の表二〇の項を次のように改める。

20	削除

第一項の表二四の項及び二五の項を次のように改める。

24	削除
25	削除

四十六　平成二十九年総務省告示第四十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項中「(218.60)」を「(221.90)」に改める。

第二項の表二の項中「(218.00)」を「(219.90)」に、「(181.00)」を「(183.60)」に改める。

○総務省告示第三百八号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十一条の三第二項の規定に基づき、平成十一年郵政省告示第三百号（無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び測定方法を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年九月二十五日　　総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
1　この告示中の計算式等における記号の表す意味は、次のとおりとする。	1　［同左］
［(1)　略］	［(1)　同左］
(2)　Bは、磁束密度［T］とする。	［新設］
(3)～(11)　［略］	(2)～(10)　［同左］
2　電波の強度の換算式	2　電力束密度の値から電界強度又は磁界強度の値への換算は、次式を用いる。
(1)　電力束密度の値から電界強度又は磁界強度の値への換算は、次式を用いる。 $S=\frac{E^2}{3770}=37.7H^2$	$S=\frac{E^2}{3770}=37.7H^2$
(2)　磁束密度の値から磁界強度の値への換算は、次式を用いる。 $B=\mu_0 H$ μ_0は、自由空間の透磁率［H／m］とする。	
［3～5　略］	［3～5　同左］
6　5の項の方法による算出結果が、施行規則別表第2号の3の2に規定する電波の強度の値（以下「基準値」という。）を超える場合であって、送信空中線の電力指向性係数D（θ）が明らかな場合の電波の強度は、次式により電力束密度の値を求めることとする。ただし、30MHz以下の周波数においては、電界強度の値に換算すること。 $S=S_0 \cdot D(\theta) \cdot F$ S_0は、5の項の方法により算出した電力束密度の値とする。	6　5の項の方法による算出結果が、施行規則別表第2号の2の2に規定する電波の強度の値（以下「基準値」という。）を超える場合であって、送信空中線の電力指向性係数D（θ）が明らかな場合の電波の強度は、次式により電力束密度の値を求めることとする。ただし、30MHz以下の周波数においては、電界強度の値に換算すること。 $S=S_0 \cdot D(\theta) \cdot F$ S_0は、5の項の方法により算出した電力束密度の値とする。
［注1　略］	［注1　同左］
2　算出地点が主輻射の外側である場合は、当該地点に対する電力指向性係数については、最大輻射の方向に対する電力指向性係数を用いて算出してもよい。	注2　算出地点が主輻射の外側である場合は、当該地点に対する電力指向性係数については、最大輻射の方向に対する電力指向性係数を用いて算出してもよい。
3　超短波放送、テレビジョン放送又はマルチメディア放送を行う地上基幹放送局の無線設備において素子を2段以上積み重ねた空中線を使用する場合は、俯角45度以上において垂直面の電力指向性係数を0.1として算出してもよい。	注3　超短波放送、テレビジョン放送又はマルチメディア放送を行う地上基幹放送局の無線設備において素子を2段以上積み重ねた空中線を使用する場合は、俯角45度以上において垂直面の電力指向性係数を0.1として算出してもよい。
［7　略］	［7　同左］
8　人体が電波に不均一にばく露される場合（大地等から高さ200㎝までの領域中に基準値を超える場所と超えない場所が混在する場合をいう。以下同じ。）の電波の強度については、その空間的な平均値を求めることとし、次の値を算出する。	8　［同左］
［(1)　略］	［(1)　同左］